

「再犯防止に向けた総合対策」施策の成果目標について（案）

項目	取組概要	現状	取組の成果目標
1 対象者の特性に応じた指導や支援策を強化する			
(1)少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援	i 個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等に応じた指導・支援を集中的に実施する	・刑務所における薬物依存離脱指導の効果的な実施と実施体制の強化を図るため、平成24年に女子パイロット施設において専門的プログラム及びアセスメントツールの試行を行っている。	・平成29年までに試行結果を踏まえてグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の標準プログラムを改正する。 ・平成33年までに実施指定施設の全庁でグループワークを主体として実施し、実施困難な対象者を除き、全対象者において実施できるようにする。
		・刑務所における基礎学力が不足する者に対する教科指導の充実を図るため、教育支援スタッフの拡充や高等学校卒業程度認定試験学習用教材の整備等を実施している。	・平成29年までに基礎学力が不足する者に対する、教科指導と就労支援を連携させた処遇方策を策定する。 ・平成33年までに教科指導と就労支援を連携させた処遇方策を展開する。
		・一部の少年鑑別所において、関係機関による重層的な関与が必要な対象者に、少年院入院初期から継続的な再鑑別（重点再鑑別）を平成23年で40件実施している。	・平成25年から重点的再鑑別実施庁を順次拡大するとともに、平成28年までに保護観察所からの依頼による鑑別の実施状況について検証する。 ・平成33年までに重点的再鑑別の実施結果と少年院の処遇への反映状況について取りまとめ、検証する。
		・少年鑑別所及び少年院における学習支援の方法並びに効果検証の方法を検討している。	・平成28年までに効果的な基礎学力向上策及び学力査定を行うための方策を策定する。 ・平成33年までに少年院における高等学校卒業程度認定合格者を現状に比べ増加させる。
		・鑑別業務の充実を図るため、法務省式リスクアセスメントツール開発会議を設置し、同ツール（パイロット版）を作成している。	・平成25年から法務省式リスクアセスメントツールの運用を順次開始するとともに、平成28年までに運用状況について検証する。 ・平成33年までに一定期間蓄積したデータと再非行状況等を検証し、より精緻な法務省式リスクアセスメントツールに改定する。
		・少年院における薬物非行少年に対する指導の充実を図るため、少年院の指導重点施設での矯正教育プログラム（薬物非行）の集中指導を実施している。	・平成28年までにPDCAサイクルに基づく、矯正教育プログラム（薬物非行）の試行を実施する。 ・平成33年までにPDCAサイクルに基づいた矯正教育プログラム（薬物非行）を展開する。
		・少年院の4施設においてチームティーチング体制を実施している。	・平成28年までに少年院でのチームティーチング体制の効果的かつ効率的な実施の在り方を検証する。 ・平成33年までに少年院におけるチームティーチングの実施体制を確立する。
		・少年院における処遇課程の検証及び改編を検討している。	・平成28年までに少年院の教育課程、個別的処遇計画及び成績評価制度の改定を実施し、実施状況を検証する。 ・平成33年までに少年院における処遇課程の特色化を推進し、教育課程、個別的処遇計画及び成績評価制度の更なる充実策を実施する。
		・少年院における発達上の課題を抱える少年に対する職員の処遇力向上施策を検討している。	・平成25年までに少年院において発達上の課題を抱える少年に対する処遇プログラムの試行を実施し、平成28年までにPDCAサイクルに基づき同プログラムを実施する。 ・平成33年までに発達上の課題を抱える少年に対する処遇プログラムの効果検証を行い、プログラムを改定する。
		・少年院在院少年の処遇について、保護観察所との行動連携の定着・充実を図るため、処遇ケース検討会を継続的に実施している。	・平成27年までに処遇ケース検討会の継続的な実施と効果検証を行い、実施規模等の拡大を検討する。
	ii 家族等による監督・監護の強化や、これを補完する支援者による支援の輪の拡充を図る	・法務省において少年処遇研究会を開催し、保護観察処遇の現状分析及び更に効果的な再犯・再非行防止策の検討を行っている。 ・平成23年度から、少年を含む行き場のない刑務所出所者等に対する宿泊場所の供与等をNPO法人等に委託する取組（自立準備ホーム）を実施し、166事業者を登録事業者として登録している。また、少年を含む自立困難者の更生保護施設への受入れを促進するため、平成24年度から、これらの者の受入れに対して委託費を加算する取組を実施している。	・少年処遇研究会の結果を踏まえ、平成27年までに矯正施設を始めとする関係機関との連携の充実強化策を開始する。 ・少年の特性や状況に応じて最も適当な宿泊場所の供与等の委託先を選択できる仕組みを構築する。 ・これまでの取組を踏まえ、少年・若年者に対する指導・支援の充実強化策を推進する。
		・少年院における保護者に対する効果的な措置の集約と効果的实施等を検討している。	・平成26年までに保護者参加型プログラムの策定及び試行を行い、効果検証を行う。 ・平成33年までにPDCAサイクルに基づいた保護者参加型プログラムを展開する。
	iii 社会貢献活動等を行わせることにより、自己有用感を得させて社会のルールの大切さ等を理解させる	・保護観察所において保護者を対象とした保護者会を開催するとともに、法務省において少年処遇研究会を開催し、保護者に対する措置の充実策を検討している。	・少年処遇研究会の結果を踏まえ、平成27年までに保護者の監督・監護力の強化に向けた、保護者に対する措置の充実策を実施する。
		・少年院における社会貢献活動の効果的な実施方法について検討中である。 ・保護観察所における社会貢献活動実施後に自己有用感等の変化を計るための評価尺度について開発・検討中である。	・試行庁において、全国の少年院で活用することができる社会貢献活動の実施要領を作成し、効果検証を行う。 ・自己有用感等が向上したと認められる者の割合を、前年比で増加させる。

項目	取組概要		現状	取組の成果目標
(2) 高齢者又は障害者に対する指導及び支援	i	地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進める	・刑務所等における特別調整を開始し、精神保健福祉士、社会福祉士を配置している。また、刑務所においては社会復帰支援のためのプログラムを自主的に実施している。	・平成26年までに刑務所等における社会復帰支援のためのプログラムを策定する。 ・平成28年までに刑務所等において他機関との情報連携の強化を図り特別調整を確実に実施する。 ・平成33年までにPDCAサイクルに基づいた特別調整実施体制を展開する。
			・高齢又は障害のある刑務所出所者等に対する特別調整の結果、出所等後福祉サービス等につながった対象者は274人(平成23年)である。	・平成28年までに刑務所等、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、出所等後福祉サービス等につながる対象者を現状に比べ20%以上増加させる。 ・平成33年までに刑務所等、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、出所等後福祉サービス等につながる対象者を現状に比べ40%以上増加させる。
	ii	地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉等のサポートを実施する	・精神保健福祉士、社会福祉士を刑務所等へ配置している。また、刑務所においては社会復帰支援のためのプログラムを自主的に実施している。 ・保護観察所において、地域生活定着促進事業の対象とならない者については、個々の必要性に応じた指導・支援や医療・福祉等のサポートを得られるよう、関係機関・団体との連携に努めている。	・平成26年までに刑事施設における社会復帰支援のためのプログラムを策定する。 ・平成33年までに地域生活定着促進事業の対象とならない者に対する必要な施策を実施する。
		iii	刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに、刑務所収容中から出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導を充実する	理療法士、作業療法士を刑務所へ配置している。また、刑務所においては身体機能や生活能力の維持・強化のためのプログラムを自主的に実施している。
	i	女性に特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討する	・刑務所等における薬物依存離脱指導の効果的な実施と実施体制の強化を図るため、女子パイロット施設において専門的プログラム及びアセスメントツールの試行を行っている。 ・女子パイロット施設において専門的処遇プログラム及びアセスメントツールの試行を行っている。	・平成29年までに試行結果を踏まえてグループワークを主体とした薬物依存離脱指導実施の標準プログラムを改正する。 ・平成33年までに実施指定施設的全庁でグループワークを主体として実施し、実施困難な対象者を除き、全対象者において、実施できるようにする。
		ii	過去の被虐待体験などによる心的外傷、摂食障害等の精神的な問題をかけている者への支援方策を検討する	・女子少年院在院者の虐待等の被害体験を扱うプログラムを実施している。 ・平成26年までに新たな虐待等の被害体験を扱うプログラムの策定及び試行を行い、効果検証を行う。 ・平成33年までにPDCAサイクルに基づいた虐待等の被害体験を扱うプログラムを展開する。
(4) 薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援	i	①個々の再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムや医療と生活支援とを一体的に実施するとともに、保護観察所、関係機関・団体等の連携によって、刑務所収容中から出所後までの一貫した支援態勢を強化する ②出所後間もない時期については、密度の高い指導及び支援を実施した上、民間支援団体とも連携し、継続的・長期的な指導・支援の充実を図る	・刑務所における薬物依存離脱指導の効果的な実施と実施体制の強化を図るため、女子パイロット施設において専門的プログラム及びアセスメントツールの施行を行っている。 ・平成18年に出所した覚せい剤取締法違反の仮釈放者の2年以内累積再入率は14.4%となっており、仮釈放者全体では11.5%となっている。 ・平成21年度から平成23年度まで実施した「地域依存症対策推進モデル事業」において、特に効果が高いと思われる取組について、モデル自治体を選定し、「地域依存症対策支援事業」として平成24年度より実施する。	1－(3)－iの再掲 ・平成29年までに試行結果を踏まえてグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の標準プログラムを改正する。 ・平成33年までに実施指定施設的全庁でグループワークを主体として実施し、実施困難な対象者を除き、全対象者において実施できるようにする。 ・平成28年までに覚せい剤取締法違反の仮釈放者の出所後2年以内累積再入率を3ポイント以上減少させる。 ・上記のほか、更生保護施設において、薬物事犯者等特定の課題を抱える対象者の処遇を専門的・体系的に実施することができるようにする。 ・地域における依存症対策の効果を検証し、実効性の高い取組については全国で本格実施を行うことで、更なる依存症対策の推進を図る。
	ii	薬物依存者の家族に対し、対応等に関する理解を深めさせるとともに、家族等を疲弊、孤立させないための取組を強化する	・「薬物依存に関する家族支援の手引」を活用し、保護観察対象者の家族や引受人に対して、薬物の問題性等の理解を促すための支援を実施している。 ・平成24年度より、「地域依存症対策支援事業」の実施自治体において「家族支援員」を設置し、依存症者の家族に対する相談支援を開始する。 ・依存症者の家族に対し、依存症に関する正しい知識の習得や再発を早期に発見するために必要なスキルの習得等のための「依存症家族研修」を平成24年度より実施する。	・「薬物依存に関する家族支援の手引」を活用した支援の充実強化策を実施する。 ・地域における依存症対策の効果を検証し、実効性の高い取組については全国で本格実施を行うことで、更なる依存症対策の推進を図る。 ・「依存症家族研修」を受けた家族等を通じた他の依存症者の家族へのフィードバック等により、依存症者の家族同士の連携を図る。
	iii	対象者の薬物依存に係る治療、回復段階を見据えつつ、その就労能力や適性を評価し、その時々に応じた就労支援策を実施する	・刑務所等において、保護観察所、公共職業安定所等の関係機関と連携した重点的な就労支援を実施している。 ・薬物非行少年に対する指導の充実を図るため、少年院の指導重点施設での矯正教育プログラム(薬物非行)の集中指導の実施を行う。 ・平成23年における薬物事犯の保護観察対象者の就職率は54.9%である。 ・平成18年度から薬物事犯者も含めた刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施している(平成23年度の支援対象者数(事業全体)は7,786人)。	・平成29年までに刑務所等において企業・団体等と連携した就労支援を実施する。 ・平成28年までにPDCAサイクルに基づく、矯正教育プログラム(薬物非行)の試行を実施する。 ・平成33年までに刑務所等においてPDCAサイクルに基づいた就労支援策を展開する。 ・平成33年までにPDCAサイクルに基づく、矯正教育プログラム(薬物非行)を展開する。 ・対象者の薬物依存に係る治療、回復段階を見据えた就労支援策を検討・実施し、平成33年までに現状に比べ就職率を増加させる。 ・平成28年に向け薬物事犯者も含めた刑務所出所者等総合的就労支援対策の支援対象者数を現状に比べ増加させる。

項目	取組概要		現状	取組の成果目標
(5)性犯罪者に対する指導及び支援		関係機関の情報連携や実証研究に基づく評価手法等を通じて、個々の再犯リスクを把握し、性犯罪者処遇プログラムやその他の指導・支援を実施する	・刑務所における性犯罪再犯防止指導の効果検証のための作業を実施している。 ・刑務所から関係機関に対する情報提供を実施している。 ・性非行少年に対する指導の充実を図るため、矯正教育(性非行)の開発を行っている。 ・平成23年度において、性犯罪者処遇プログラムを受講した保護観察対象者のうち、問題性の程度が低下したと認められる者の割合は89.9%である。	・平成29年までに処遇効果の検証を踏まえた上で、PDCAサイクルに基づく処遇プログラムの実施体制及びプログラム実施対象者の選定方法等を確立する。 ・平成33年までにPDCAサイクルに基づいた矯正教育プログラム(性非行)を展開する。 ・平成28年までに問題性の程度が低下したと認められる者の割合を91.0%以上とする。
	(6)暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援	i	暴力団関係者のうち離脱意志を持つ者に対して必要な支援を継続的に実施する	・刑務所において、ワークブックを使用した暴力団処遇の試行及び結果の取りまとめを行う。
ii		再犯要因としてアルコール依存、対人暴力等の問題性が大きい者に対して適切な処遇・指導を実施する	・刑務所において、暴力事犯者に対する効果的な処遇体制を確立するために、暴力防止プログラムの試行・検討及び試行結果を検証している。 ・交通安全指導の対象者のうち、アルコール依存の者及びその疑いのある者に対して、アルコール依存回復プログラムを実施している。 ・対人暴力の問題性を抱える少年に対する指導の充実を図る。 ・不良交友の問題性を抱える少年に対する指導の充実を図る。	・平成26年までに新たなプログラムの策定及び試行を行い、効果検証を行う。 ・平成29年までに刑務所等においてPDCAサイクルに基づく受刑者ごとの再犯リスク及び再犯要因(ニーズ)に応じた処遇プログラムの試行を実施する。 ・平成29年までに刑務所等において暴力防止プログラム及びアルコール依存回復プログラムを実施する。 ・平成33年までに刑務所においてPDCAサイクルに基づく再犯リスク及び再犯要因(ニーズ)の高低に応じた処遇プログラムの実施体制を確立する。 ・平成33年までに少年院においてPDCAサイクルに基づいた対人暴力、不良交友を扱うプログラムを展開する。
2 社会における「居場所」と「出番」を作る				
(1)住居の確保	i	① 自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化、自立準備ホーム等の多様な一時帰住先の確保に努める	・地方更生保護委員会において、刑務所の協力を得て、帰住先のない受刑者に対する調査等を開始している。 ・刑務所等から関係機関に対して必要な情報の提供を実施している。	・刑務所・地方更生保護委員会・保護観察所を始めとする関係機関の連携の在り方について検討し、平成27年までに適切な帰住先の調整のための枠組みを構築する。
		② 刑務所出所者等が、地域において住居を自力で確保できるよう、保護観察における生活指導を強化し、住居の確保に資する知識・情報の提供を行う	・平成19年10月から同22年8月までに全国に4か所の自立更生促進センターを開所し、地域との連携・理解確保に努めながら運営している。 ・平成23年度から、行き場のない刑務所出所者等に対する宿泊場所の供与等をNPO法人等に委託する取組(自立準備ホーム)を実施し、166事業者を登録事業者として登録している。また、薬物事犯者を含む自立困難者の更生保護施設への受入れを促進するため、平成24年度から、これらの者の受入れに対して委託費を加算する取組を実施している。	・引き続き地域の理解を得ながら自立更生促進センターでの確実な受入れを推進し、平成27年までに問題性の高い保護観察対象者に対する保護観察の処遇方策の開発に取り組むとともに、保護観察所、更生保護施設等にその成果等を提供する。 ・刑務所出所者等の特性や状況に応じて最も適当な宿泊場所の供与等の委託先を選択できる仕組みを構築する。
	ii	住み込みでの受入れに積極的な協力雇用主の確保・開拓を行うなど、就労と結びつく住居の安定的な確保策について検討する	・全協力雇用主のうち、住み込み就労が可能な協力雇用主は、平成24年4月1日の時点において1,063社である。	・平成28年までに住み込み就労が可能な協力雇用主を10%以上増やし、住居と就労を一体的に確保する。
(2)就労の確保	i	①施設収容後早期からの就労支援を行う	・刑務所等では、保護観察所、公共職業安定所等関係機関と連携した重点的な就労支援を実施している。 ・受刑者の職業訓練受講率は、平成23年度で17.8%である。 ・保護観察所において、平成23年度から更生保護就労支援モデル事業を実施している(全6庁)。 ・平成18年度から刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施している(平成23年度の支援対象者数は7,786人で、2,757人が就職した)。	・平成29年までに企業・団体等と連携した就労支援を実施する。 ・平成33年までにPDCAサイクルに基づいた就労支援策を展開する。 ・平成33年の時点で受刑者の職業訓練受講率を現在よりも5ポイント以上増加させる。 ・平成28年に向け薬物事犯者も含めた刑務所出所者等総合的就労支援対策の支援対象者数を、現状に比べ増加させるとともに、更生保護就労支援モデル事業や刑務所出所者等総合的就労支援対策による就職者数を現状に比べ増加させる。
		②就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組等を一層推進するなど、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する		
	ii	刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する	・全協力雇用主のうち、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は、平成24年4月1日の時点において364社である。	・平成28年までに実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主を現状に比べ10%以上増加させる。
iii		労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業・団体等への支援等、新たな就労先確保策について検討する	・ソーシャル・ファームの先進事例を収集するとともに、ソーシャル・ファームの支援方策について検討している。	・平成33年までに労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業・団体等への支援策を検討・実施する。
(3)社会貢献活動による善良な社会の一員としての意識のかん養		対象者に社会貢献活動等を行わせることにより、自己有用感を得させて改善更生の意欲を向上させる等の処遇効果を得るための取組を強化する	1－(1)－iiiの再掲	

項目	取組概要		現状	取組の成果目標
(4) 犯罪被害者の視点を 取り入れた指導、支援等 の実施		①犯罪被害者の心情を理解させ た上で、被害者の体験を聴く機 会を持たせたり、その心情を対 象者に伝えるなど、被害者の視 点を取り入れた指導を着実に実 施する	・犯罪被害者団体等の協力を得た「被害者の視点を取り入れた教育」の充 実を図る。 ・少年院における「被害者の視点を取り入れた教育」プログラムを検討して いる。	・平成28年までに犯罪被害者支援団体等の連携方法の見直しを図る。 ・平成33年までに見直しの結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づく犯罪被害者支援団体等との連携を充実させて、「被害者の視 点を取り入れた教育」の更なる充実を図る。 ・平成27年までに少年院において、犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けを試行する。 ・平成33年までに少年院における、犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けに関する枠組を構築する。
		②上記指導の効果検証を踏ま え、犯罪被害者との関係におけ る修復的な取組の導入について 検討する	・犯罪被害者等の申出に応じて、心情等を保護観察対象者に伝達してい る。 ・しよく罪指導プログラムを実施している。	・平成27年までに犯罪被害者等の心情等の的確な聴取方法及び対象者への効果的な伝達方法や伝達後の処遇の在り方につ いての指針を作成・実施する。 ・犯罪被害者等の心情等を踏まえてしよく罪指導プログラムを見直し、適切に実施する。
(5) 満期釈放者等に対す る支援の充実・強化	i	満期釈放者に対する出所前の指 導や情報の説示等の充実強化 更生緊急保護による支援の充実 強化	・釈放前指導を実施している ・満期出所者等に対し、更生緊急保護の措置を活用した支援を実施してい る。	・平成28年までに満期釈放受刑者に対する指導体制の見直しを踏まえた改善策を実施する。 ・平成28年までに満期出所者の再犯防止における更生緊急保護の活用方策を検討する。
	ii	更生保護サポートセンター等を 活用した保護観察終了者等の相 談に応じる仕組みづくり	・更生保護サポートセンターを全国155か所(886保護司会中)に設置し ている。	・平成33年までに、これまでの検討・取組を踏まえ保護観察終了者等の相談に応じる枠組みを構築する。
	iii	少年院出院者について、元担当 の法務教官等の助言・指導を受 けることができる仕組み及び地 域の青少年等からの相談に応じ る仕組みづくり	・少年院出院者への助言を試行的に実施している。 ・地域における一般の方から非行及び犯罪の防止に関する相談の対応を している。	・平成28年までに少年院の出院少年への助言等の枠組みの検討・試行を実施する。 ・平成27年までに各少年鑑別所による一般相談の実施状況、各地域のNPOを含む相談ネットワークへの参画状況について調査 し、拡充方策を検証する。 ・平成33年 までにNPO等の相談ネットワークへの参画する少年鑑別所の庁数を現状に比べ増加させる。
3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する				
(1) 再犯の実態や対策の 有効性等に関する調査研 究の実施		①実態把握及び対策の効果検 証のため必要な調査研究を継続 的に実施する ②対象者の罪名・罪種のみなら ず、特性や問題性等、複数の要 素に着目した分析や研究等を実 施する	・再犯要因に関する調査研究を実施し、犯罪白書等で公表をしている。	・再犯の実態及びその防止対策に関する調査研究を実施し、研究結果を公表する。 ・先行研究を踏まえ、継続的な調査研究を実施するとともに、調査研究の結果に基づき施策への提言をする。
(2) 再犯の実態把握や再 犯の未然防止のための情 報連携体制の構築		既存資料、データベース等の利 活用も含めた広範かつ有機的な 情報連携体制の確立	・情報システムの改修により連携体制を構築している。	・平成28年までに被収容者データベース等を活用した処遇効果の検証を行う。 ・処遇効果の検証を踏まえ、より効果的な処遇方策を立案し、実施する。
4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する				
(1) 啓発事業等の実施		再犯の状況、再犯防止対策の実 情等について、国民に分かりや すく提示又は説明し、国民の理 解や具体的な支援・協力を促進 する	・保護司等更生保護ボランティア及び更生保護官署職員による犯罪予防 活動及び広報啓発活動を推進している。	・平成33年までに、地域における犯罪予防活動及び広報啓発活動をより効果的に推進し、国民における更生保護の認知度を現 在よりも10パーセント以上高める。
(2) 刑事司法分野に関す る法教育の実施		学校教育等における法や司法に 関する学習機会の充実策の一環 として、広報活動等を実施する	・順次、小・中・高等学校における法教育実践状況に関する調査研究を実 施することとしており、同調査研究結果を踏まえ、関係機関との連携強化 や教材の改訂等の支援を実施している。	・平成33年までに学習指導要領の改訂を踏まえた検討を行うとともに、引き続き、関係機関との連携強化や教材の改訂等の支 援を実施する。
(3) 保護司制度の基盤整 備と充実・強化		保護司制度の基盤を強化し、新 任保護司の確保と保護司の育成 に努めるとともに、保護司が地域 社会の理解や協力を得て、円滑 に活動できる環境を整備する	・平成24年3月の「保護司制度の基盤整備に関する検討会報告書」の提 言を踏まえ、保護司制度の基盤強化を図る方策について検討中である。	・平成33年までに、将来につながる保護司制度の基盤強化を図り、保護司適任者を確保し、地域の理解を得て保護司活動が円 滑に推進できる環境整備を行う。
(4) ボランティアやNPO法 人等民間資源の参画によ る支援策の展開	i	更生保護女性会、BBS会等、広く 国民の参画を募る支援策の充実 強化を図る	・更生保護女性会・BBS会の会員に対する研修の充実及び保護観察対象 者等に対する処遇支援活動の多様化を図るため、平成23年度から、更生 保護女性会・BBS会の新会員に対する研修を開始している。	・平成33年までに更生保護女性会・BBS会の会員に対する研修の充実策及び処遇支援活動の充実策について検討し、所要の 方策を実施する。
	ii	民間団体等を自立準備ホーム等 の運営主体として開拓するとと もに、これら民間協力者等へのサ ポート体制を強化する	・民間協力者や地域の協力による施設内処遇・教育を実施している。 ・平成23年度から行き場のない刑務所出所者等に対する宿泊場所の供 与等をNPO法人等に委託する取組(自立準備ホーム)を実施し、166事業 者を登録事業者として登録している。	・平成29年までに、試行結果を踏まえた民間協力者や地域と連携した処遇・教育の充実方策を実施する。 ・平成33年までに、PDCAサイクルに基づく、民間協力者や地域と連携した処遇・教育の充実方策を実施する。 平成33年までに刑務所出所者等の特性や状況に応じて多様な支援が受けられる体制を整える。